

【案件名】

八街市下水道事業運営審議会条例（案）

【条例（案）の主な内容】

1. 設置	下水道事業の円滑な運営を図るため、下水道審議会を設置する。
補足	<p>八街市の下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の一部適用（財務規定）を適用し、企業会計方式を導入しました。</p> <p>地方公営企業とは、企業としての経済性を発揮して、本来の目的である市民の福祉の増進を図るために、地方公共団体により経営される企業です。</p> <p>県内の下水道事業における運営審議会（以下「審議会」という。）設置状況は、34団体中20団体が設置済みです。</p> <p>また、関東圏内類似団体（処理区域内人口・処理区域内人口密度・供用開始後年数が同じような団体）の審議会設置状況は、15団体中10件設置済みとなっています。</p> <p>今後の下水道事業は、人口減少により収入の確保や施設の耐震化などの課題を抱えています。有識者や下水道使用者などの委員に調査審議をしてもらい、円滑な運営を図りたいと考えています。</p> <p>審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関に位置づけられ、条例で定めるところにより設置することができるかとされています。</p>
2. 所掌事務	市長の諮問に応じ、調査審議する。
補足	①下水道使用料の改定に関すること ②受益者負担金に関すること ③下水道事業の運営上重要な事項に関すること
補足	審議会における議題などの内容としては、下水道使用料の改定や受益者負担金（負担区域内の土地1平方メートル当たりの負担金の設定）並びに下水道事業における計画策定など運営上重要な事項について、調査審議を行います。

3.	<p>組織</p> <p>審議会の組織は8人以内をもって組織する。</p> <p>①有識者</p> <p>②下水道使用者</p> <p>③市長が必要と認める者</p>
補 足	<p>審議会の組織8人以内は、先に公営企業として経営している八街市上水道委員会と同人数考えています。組織の構成は、有識者や下水道使用者並びに市民公募により選任し市長が委嘱します。</p>

4.	<p>任期</p> <p>任期は2年とします。ただし再任を妨げない。</p>
補 足	<p>委員の任期は、2年として再任を妨げません。</p> <p>また、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p>

5.	<p>会長及び副会長</p> <p>①委員の互選により会長を置く。</p> <p>②会長は、委員のうちから副会長を指名する。</p>
補 足	<p>会長は、互選により置くこととします。会長決定後に、会長が委員のうちから副会長を指名することとします。</p>

6. 会議

- ①会議は、会長が招集する。
- ②会議の議長は、会長をもって充てる。
- ③審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

補
足

会議の開催は、会長が招集します。会議の議長は、会長をもって充てることとします。
審議会は、過半数（8人の場合5人以上の出席）の出席で開催することができます。

7. 庶務

庶務は、下水道課において処理をする。

補
足

審議会における庶務は、下水道課で行います。

8. 雑則

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

補
足

条例の内容のほかに、必要な事項が生じた場合は市長が定めることとします。

9. その他

この条例の施行にあたり、準備行為および改正が必要となる条例の改正を行う。

- ①委員の委嘱に関し必要な行為は、施行の日前において行うことができる。
- ②非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（一部改正）

<p>補 足</p>	<p>審議会委員の選任準備や市民公募による募集期間を設けるため、施行日前から準備ができることとします。</p> <p>審議会委員には、地方自治法第203条の2第1項の規定により、報酬を支給しなければなりません。</p> <p>地方自治法第203条の2第5項の規定により、支給方法を条例で定めるため、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例を一部改正する必要があります。</p> <p>本市の各種委員に対する支給額は、会長（委員長）は日額5,500円、委員は日額5,000円としているため、審議会の報酬についても同額とします。</p>
----------------	--

<p>10. 施行期日 令和 3年10月 1日</p>	
<p>補 足</p>	<p>委員の選任準備した後、令和 3年10月 1日から施行することとします。</p>